

# EU 拡大と労働移動

－第5次拡大におけるスウェーデンとラトビアのケース－

本田 雅 子

The EU Enlargement and Labour Migration :

A Case Study on the Conflict Between

a Latvian Company “Laval” and Swedish Trade Unions

HONDA Masako

## Abstract

Ten countries in 2004 and two countries in 2007 have newly become members of the European Union. Those twelve countries are much poorer than old member states and Latvia is the third poorest of the twelve. Economic theory of international migration tells us that labour will move from a country with low income to a country with high income, if barriers between the two countries are eliminated, so that the wage rate of both countries will converge to the same level, but the theory does not describe what will happen in the process of such a convergence. This article is a case study on the conflict between a Latvian Company “Laval” and Swedish Trade Unions in order to provide an example of what conflict would be like when a poor country has become a member in the EU enlargement process, and to consider what it implies regarding EU integration.

**キーワード** : ① EU 拡大, ②労働移動, ③スウェーデン, ④ラトビア

**Keywords** : ① EU enlargement, ② Labour Migration, ③ Sweden, ④ Latvia

## 1 はじめに

2004年の EU 拡大は過去の拡大と比較して大きな違いが指摘される。まずその規模である。これほど大量の人口が一度に EU に加わることはかつてなかった。第2に、既加盟国との所得格差の大きさである。2004年新規加盟国は EU 既加盟国と比較して所得水準が非常に低かった。

EU は財, 人, サービス, 資本が自由に移動する域内市場を創設するための制度整備を

進めてきたが、人に関してはEU市民に域内を自由に移動する権利を与え、EU市民の域内移動に対する様々な障壁を撤廃してきた。新古典派経済学の理論上は、労働移動の障壁を取り払うと、労働は低所得国から高所得国へとすみやかに移動し、その結果、賃金が均等化し、労働市場は調整され、以前より経済的に効率的になることが示される。

しかしこれは高所得国の労働者にとっては労働条件の悪化を意味し、このような労働市場の調整はEUにおいても決してスムーズに進められるものではない。そこで本論文では経済理論によっては具体的に示されない労働市場の調整過程に光を当てながら、第5次EU拡大によってEU域内の労働移動にどのようなインパクトがもたらされたのかを明らかにしたい。そのため、本論文ではラトビアとスウェーデンとの間で生じた事件をケーススタディとして取り上げる。両国の間の事件に着目したのは、本論で詳述するように、スウェーデンがEU諸国の中では比較的高所得の国であると同時に、実は2004年のEU拡大時にEU市民の域内自由移動に関するEU法のルールを完全適用した唯一の国であったこと、他方、ラトビアは2004年に加盟した10カ国の中で最貧であったことから、興味深いケーススタディになると思われたからである<sup>1)</sup>。

本論ではまず、第2節において、ラトビアからスウェーデンへ労働移動を促す潜在的な背景要因<sup>2)</sup>を確認したうえで、アイルランドおよびイギリスの場合と比較しながら、第5次拡大で生じたスウェーデンへの人の移動の変化を見る。続く第3節において、建設部門の労働移動をめぐって2004年にラトビアとスウェーデンの間で生じた事件(「ラバル事件」)についてのケーススタディを行う。そして第4節において、このようなケースがEUにとってどのような意義を持つのか、EUはこの課題にどのように対処していくのかについて考察する。最終節では本論文で取り上げられなかった今後の研究課題について述べたい。

## 2 ラトビアからスウェーデンへの労働移動—潜在的促進要因の存在と現実—

### (1) 両国間の経済的格差の状況

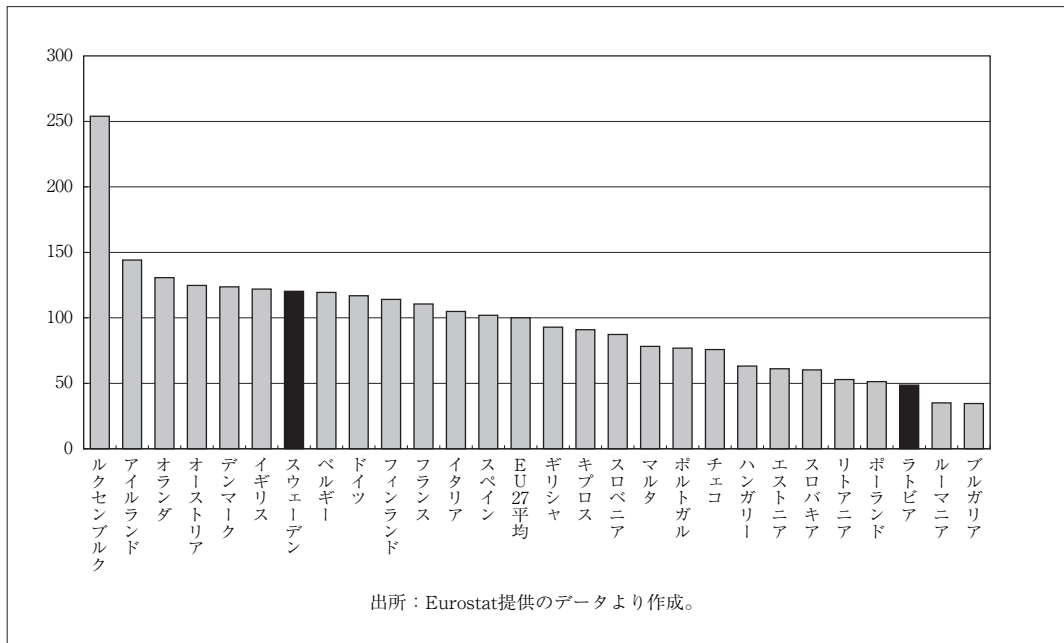
2004年にEUに新規加盟した10カ国の中で、ラトビアは最も貧しい国である。図2-1は

1) 筆者はこれまでEUの労働および人の移動に関する研究を専門としてきた。現在はEU拡大がEUの労働市場に与える影響に関する研究を行っており、本論文はその研究の一部である。本論文においてはスウェーデンを取り上げたが、各加盟国による制度適用状況を見ながら、他国のケースも取り上げることを予定している。

2) EU域内労働移動の決定要因はペルクマンス(2004)、p. 352に示されるように様々なものがあるが、ここではそのような要因すべてを検討するものではなく、ケーススタディの前提として重要と思われる要因の存在だけを確認するものである。

2005年における EU27カ国平均を100とした一人当たり GDP（購買力基準<sup>3)</sup>）を示すが、ラトビアの一人当たり GDP は低く、27カ国中25位となっており、ラトビアよりも貧しい国は2007年に加盟したルーマニアとブルガリアのみである。他方、スウェーデンの一人当たり GDP は27か国中7番目の高さで、ラトビアの約2.5倍である。

図2-1 1人当たり GDP (EU =100 PPS 表示) 2005年



ミクロレベルで見ると、ラトビアとスウェーデンの間の所得格差がいつそうよく実感できる。ラトビア統計局のデータによると、2005年のラトビアの建設部門における労働者の月平均賃金は211ラトビア・ラットである<sup>4)</sup>。2004年のスウェーデンの建設部門では企業と労働協約を結んだ時の時給は130～145クローナ<sup>5)</sup>であり、他方、スウェーデン・クローナとラトビア・ラットの為替レートは、2004年5月～2008年8月頃までは常に1ラトビア・ラット＝13クローナ台で推移してきた(図2-2)<sup>6)</sup>。仮に2004年の年平均為替レート、1ラトビア・ラット＝約13.7283クローナで計算するなら、スウェーデンでの稼ぎは時給約9.47～10.56ラトビア・ラットに相当し、1日8時間働いて3日でラトビアでの約1ヶ月分の賃金が稼げる

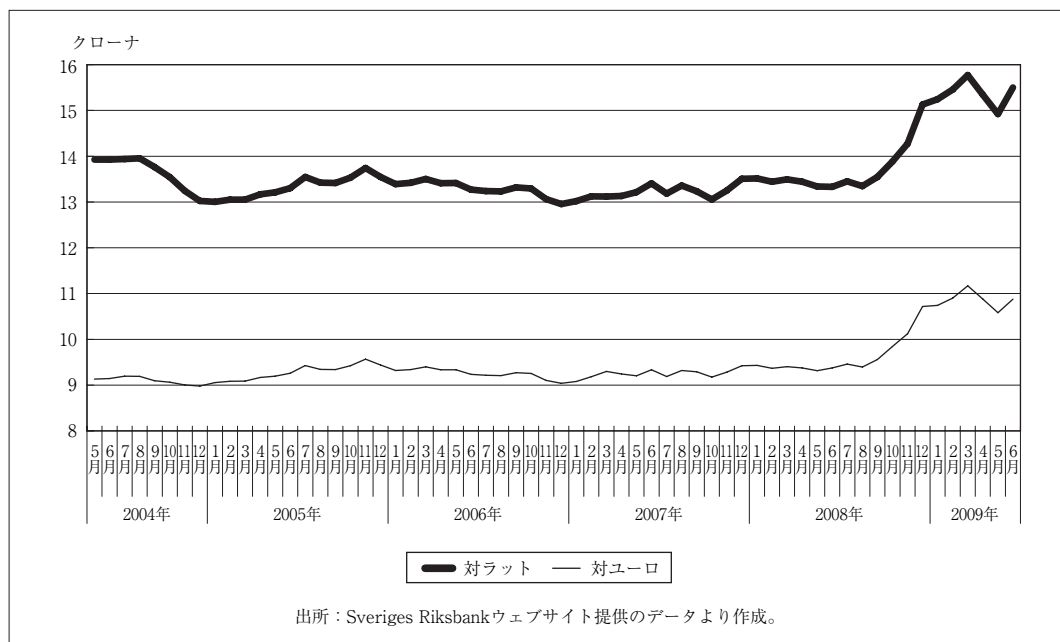
3) 購買力基準 (Purchasing Power Standard, PPS) とは、物価水準の違いにかかわらず、各国の実質的な経済力を比較するための単位である。OECD や EU の統計で用いられる。

4) Central Statistical Bureau of Latvia (2008), p. 27.

5) Woolfson (2006), p. 54.

計算になる。このようなスウェーデンとラトビアとの間の大きな賃金格差の存在によって、スウェーデンへの出稼ぎはラトビア人にとってたいへん魅力的に思える状況であった。

図2-2 クローナの対ラットおよび対ユーロ為替レート（2004年5月～2009年6月）



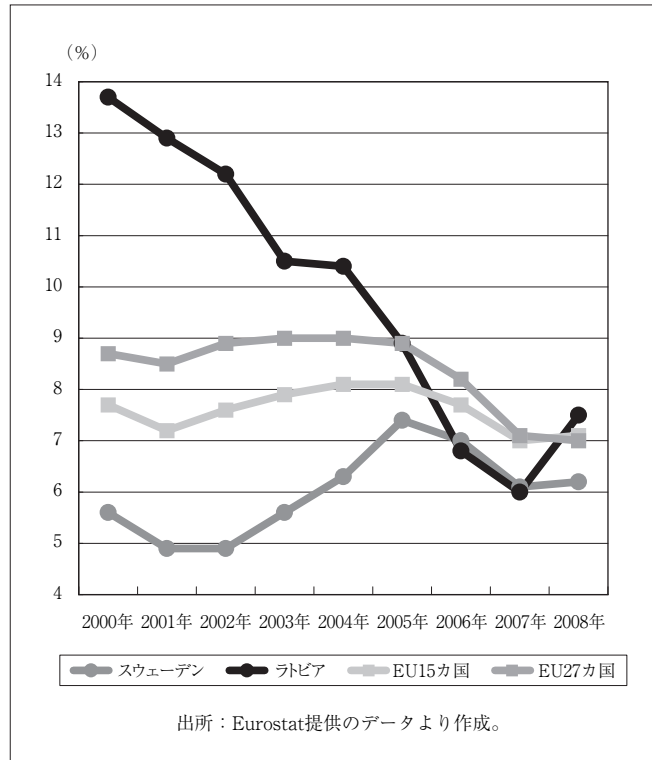
これに加え、両国は地理的に近く、バルト海を挟み向かい合っている。飛行機だと直行便で約1時間、フェリーだと17時間の距離で、北海道から東京へフェリーで移動するよりも近い。このため両国間の移動費用は安く済む。スウェーデン・ラトビア間に運航するフェリーの運賃は2009年7月現在、エコノミーBクラスのノーマル運賃が片道121ユーロである。現代では交通機関の運賃が大幅に低下し、距離の近接は必ずしも労働移動と相関しないという研究もあるが<sup>7)</sup>、3日間の出稼ぎで1か月分の賃金を稼げる賃金格差がある状況で、スウェーデンとラトビアとのこの距離の近さは一定の意味を持ち、とりわけ短期の移動に

6) 一般には為替レートの変化も国際労働移動に影響を与える。とりわけ近隣国の場合、為替レートの大きな変化は労働移動を急増させることがある。例えば、昨年、円高・ウォン安で、韓国人の就労目的での日本への入国が急増したという報道があった。EUの経済・通貨同盟(EMU)への加盟を目指し、ラトビアは2005年1月1日からラットの対ユーロ為替レートを1 EUR = 0.702804 LVLに固定し、中心レートの上下±1%の変動幅にラットの対ユーロ為替レートを収めることにした。スウェーデン・クローナの対ユーロ為替レートと対ラトビア・ラット為替レートが図2-2において今日までほぼ同じ動きを見せるのはそのためである。スウェーデン・クローナの為替レートは2008年9月以降、対ユーロで急速に悪化し、このため対ラットでも同様に悪化するが、それ以前は安定して推移していた。

としては意味がある。

また、両国の労働市場は「ラバル事件」が生じる2004年以前は対照的な状況にあった。図2-3は2000年から2008年までのスウェーデンとラトビアの失業率の推移を示すが、2000年、ラトビアの失業率は約14%と高く、加盟年の2004年でも10%台であったのに対し、スウェーデンでは2000年～2003年に4～5%台、2004年は約6%と相対的に低い水準にあった。同図にはEU15カ国平均とEU27カ国平均も示してあるが、2004年まではラトビアの失業率はいずれの平均も上回り、対照的にスウェーデンはいずれの平均よりも低い水準であった。

図2-3 スウェーデンとラトビアの失業率の推移  
(2000～2008年)



## (2) スウェーデン- EU 域内労働者の自由移動制度の完全適用国

2004年5月1日の第5次拡大の際には、域内労働移動の自由化の完全実施までに最大7年間の過渡期間が加盟国に許容されることになり、いつから実施するかは加盟諸国の選択に任

7) European Integration Consortium (2009c) は、EUの移動パターンを決定する要因の一つとして地理的近接性を検討するが、低料金の航空会社の出現によって500～2500キロの間の距離では航空料金と距離の間に明確な相関がなくなっていることを明らかにし、距離の役割が低下して来ていることを指摘し、過去のEUのパターンは概して地理的近接性によって決定されていたが、低価格の航空会社の出現で移出者は距離以外の基準（言語、気候、労働市場条件）で選ぶようになってきたと結論している。同研究はこのことから、ドイツやオーストリアが自国市場を開放しても、多くの労働者は言語（英語）や労働市場条件などからイギリスやアイルランドに向かうので、心配されるほど大量の移動は生じず、問題は生じないという政策上のインプリケーションを引き出している。この研究の結果をもしスウェーデンとラトビア間に当てはめると、結果は曖昧である。すなわち、直線距離は450キロほどなので、この結論が当てはまらないとも言えるが、他方、言語的理由や労働市場条件から、イギリスとアイルランドに引き付けられる可能性もあると言える。

された。その結果、多くの既加盟国は新規加盟国との間の労働移動の自由化には過渡期間を設けた。拡大と同時に新規加盟国民に対して労働許可証を廃止し、域内を自由に移動し就労する EU 法上の権利を与えたのはスウェーデン、イギリス、アイルランドの三カ国だけであった。

しかし、このうちイギリスは、新規加盟国に対する労働許可証は廃止したものの、新規加盟国民を対象に新たに労働者登録制度というものを創設し、新規加盟国民に入国後の登録を義務付け、社会保障の権利行使に関しても2年間の居住要件という制約を設けた<sup>8)</sup>。また、アイルランドもイギリスに合わせ、社会保障の権利に関して2年間の居住要件を設けた。これに対し、スウェーデンは社会保障の権利に関しても新規加盟国民に自国民と同等の権利を与えた。したがって、拡大と同時に新規加盟国民に対して EU 域内労働者の自由移動に関する共同体ルールを完全に適用したと言えるのは実のところ唯一スウェーデンだけであった。イギリスとアイルランドがこのように社会保障に関して制限を設けたままであったので、ヨーロッパを代表する福祉国家で、社会保障が充実しているスウェーデンに新規加盟国民が大量にやってくるのではないかという懸念が持たれた。このような移動は当時、「Welfare Tourism（社会福祉給付受給目的の移動）<sup>9)</sup>」と呼ばれ、拡大前に国内で議論的となったが、スウェーデンは結局開放路線を貫いた。

EU は労働者の自由移動のみならず、サービスの移動の自由化も進めている。サービスの移動は、サービス従事者の移動を含み、それは実質的に労働者の移動である。サービスの自由移動は2004年の加盟時点で新規加盟国に対して多くの加盟国が認めたが、ドイツやオーストリアなど一部の国はこれも制限した<sup>10)</sup>。しかし、スウェーデンはこのサービス提供の自由に関しても、加盟当初から自由化する方針を貫いた<sup>11)</sup>。

8) イギリスとアイルランド、スウェーデンの過渡的措置の相違については、Doyle (2006) を参照した。Doyle の論文では、各国が選択した過渡的措置の相違が整理されている。

9) Doyle (2006), p. 8.

10) European Integration Consortium (2009c), p. 5.

11) 本論文がケーススタディのためにとりあげた事件は法律論から言えば、濱口 (2006) が述べるように、労働移動の問題というよりむしろ、サービスの移動の問題となる。しかし、たとえば1950～60年代にイタリア人労働者がドイツの職業斡旋事務所から斡旋を受けてドイツに移動し、炭鉱や工場での仕事に従事したことを EU 研究も EU の諸機関も「労働移動」の問題として取り上げてきた。本件では移動が比較的短期であること、従事するのが建設業であること、ラトビア人に仕事を斡旋したのがラトビアの民間会社であるという相違はあるが、ラトビア人労働者側から見れば、仕事に従事するため他の国に移動するという意味で過去の「労働移動」と実質的に相違はない。また、過去の労働移動の場合でも、イタリア人出稼ぎ労働者のなかにはドイツ経済が下降局面に入った場合、またはイタリア経済が上昇局面に入った場合に本国に帰国する者も多かった。本論文では、ラトビア人の労働移動をサービスの移動の問題に限定せず、「労働移動」の問題として捉えている。



### (3) 建設業と人の移動

建設業という産業においては、多くのEU諸国において域内外の外国人労働者が労働力<sup>12)</sup>の大きな割合を占めてきた。建設業に焦点を当て、企業の外国人労働者採用戦略がヨーロッパの国際労働移動に与える影響を調べる研究を行った Fellini (2007) らは、その理由として次の諸点を挙げる。すなわち、①当該産業が極めて労働集約的産業であり、他方、大部分の仕事が非熟練かつ肉体的にきつく、自国労働者にとって魅力的でないこと、②建設業の生産物は移動不可能であるため、製造業のように生産現場を外国に移すという選択肢はなく、外国からの安い労働力の導入が企業にとって、市場開放から費用優位を引き出すための唯一の方法であること、③建設業では工程が分割可能であるために、大企業と多数の中小企業との間で請負に基づく特殊な分業が行われており、各生産工程を外国企業に請け負わせることが可能であることである<sup>13)</sup>。建設業はこのような特性を持つと考えられるため、労働移動が制度的に自由化されるなら、ラトビア人労働者の安価な労働力を活用したい企業のインセンティブが上昇することは十分に予想された。

### (4) 第5次拡大後のスウェーデンへの人の移動

では実際、拡大後は新規加盟国からスウェーデンへの人の移動にどのような変化があったのだろうか。スウェーデンにおける新規加盟国民の数に関するデータを見ておこう。表2-1は、スウェーデンにおける2000年から2008年までの新規加盟国民の数の推移を示す。2000年～2004年までポーランド、リトアニア、ハンガリー、エストニア、ラトビア、チェコ、スロバキア、スロベニア、キプロス、マルタの10カ国（以下、A10諸国と表記）合計は21,000～24,000人程度であったが、2004年から2008年にかけてはほぼ倍増した。

国籍別に内訳を見ると、スウェーデンへ流入した新規加盟国民のなかで最も多いのがポーランド人である。ラトビア人は絶対数ではポーランド人と比べると少ないが、出身国の総人口に占める移動者の割合で見るとポーランド人に匹敵する。表2-1にはスウェーデンに滞在する移動者数と本国の総人口との比率を計算したのも示してあるが、ラトビア人の比率はポーランド人の比率にほぼ等しい<sup>14)</sup>。

スウェーデンは2007年1月1日から新規加盟したルーマニアとブルガリア（以下、A2諸国と表記）に対しても加盟と同時に両国の労働者に完全な移動の自由を与えた。この結果

---

12) 本論文においては英語の Labour Mobility を意味する場合、表記はすべて「労働移動」に統一してある。「労働力」という言葉を用いているところが本文中に3箇所あるが、それらは英語で書いた場合 Labour Force が適切であると思った箇所のみ用いている。

13) Fellini (2007), p. 277.

は2004年加盟の国々よりもさらに顕著に数字に現れている。スウェーデンにおけるルーマニア人の人口は2000年～2006年まで2300～2900人程度であったのが、2007年には約2倍、2008年には約3倍に跳ね上がった。ブルガリア人についても2007年にほぼ倍増、2008年に約3倍という同様の傾向が見られる。

スウェーデンにおいては総人口に占める外国人の割合は2000年～2005年まで5.3%～5.4%程度であり、2007年に5.71%、2008年で6.07%になった。A10諸国とA2諸国が総人口に占める割合は2008年にそれぞれ0.55%、0.10%で、合計してもわずか0.65%であり、数の上で

表2-1 スウェーデンにおける新規加盟国民の数と割合（2000年～2008年）

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
(C) ポーランド	16,667	15,511	13,878	13,412	14,664	17,172	22,410	28,909	34,733
リトアニア	574	727	943	1,102	1,451	2,071	2,821	3,613	4,408
ハンガリー	2,988	2,727	2,463	2,303	2,309	2,349	2,560	3,104	3,862
エストニア	1,554	1,662	1,768	1,906	2,155	2,371	2,588	2,809	2,994
(A) ラトビア	694	780	858	934	1,072	1,217	1,470	1,677	1,943
チェコ	433	471	527	566	581	609	715	845	1,102
スロバキア	349	363	400	415	505	559	656	781	914
スロベニア	625	627	539	509	520	529	537	574	619
キプロス	104	101	92	87	93	94	121	154	189
マルタ	51	52	54	52	55	55	58	62	69
A10諸国合計	24,039	23,021	21,522	21,286	23,405	27,026	33,936	42,528	50,833
ルーマニア	2,949	2,495	2,327	2,343	2,360	2,371	2,252	4,442	6,536
ブルガリア	1,002	805	796	805	810	834	828	1,838	2,655
A2諸国合計	3,951	3,300	3,123	3,148	3,170	3,205	3,080	6,280	9,191
A12諸国合計	27,990	26,321	24,645	24,434	26,575	30,231	37,016	48,808	60,024
外国人人口	477,312	475,986	474,099	476,076	481,141	479,899	491,996	524,488	562,124
総人口	8,882,792	8,909,128	8,940,788	8,975,670	9,011,392	9,047,752	9,113,257	9,182,927	9,256,347
総人口に占める外国人の割合	5.37%	5.34%	5.30%	5.30%	5.34%	5.30%	5.40%	5.71%	6.07%
総人口に占めるA10諸国の割合	0.27%	0.26%	0.24%	0.24%	0.26%	0.30%	0.37%	0.46%	0.55%
総人口に占めるA2諸国の割合	0.04%	0.04%	0.03%	0.04%	0.04%	0.04%	0.03%	0.07%	0.10%
外国人に占めるA12諸国の割合	5.86%	5.53%	5.20%	5.13%	5.52%	6.30%	7.52%	9.31%	10.68%
(B) ラトビアの総人口	2,381,715	2,364,254	2,345,768	2,331,480	2,319,203	2,306,434	2,294,590	2,281,305	2,270,894
(A) / (B) (%)	0.03%	0.03%	0.04%	0.04%	0.05%	0.05%	0.06%	0.07%	0.09%
(D) ポーランドの総人口	38,653,559	38,253,955	38,242,197	38,218,531	38,190,608	38,173,835	38,157,055	38,125,479	38,115,641
(C) / (D) (%)	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.06%	0.08%	0.09%

出所：Statistics Sweden および Eurostat のウェブサイト提供のデータより作成。

14) 本論文のテーマと直接関係しないので取り上げなかったが、スウェーデンへのラトビア人移動者の約7割が女性で、男女の割合に大きな偏りがある。これは他のA10諸国と比べて際立つ特徴となっている。2004年の加盟直後、ラトビア人女性看護師のスウェーデンへの流出が社会問題となった。移動者の職業に関するデータが入手できていないので断定できないが、この女性比率の高さは、看護師や福祉関係の女性たちの移動によっておそらくある程度まで説明できるのではないと思われる。ここでは深入りしないが、移民とジェンダーの問題も興味深いテーマである。



は域外外国人の方が圧倒的に多い。とはいえ、A12諸国（A10諸国＋A2諸国）の国民が外国人人口に占める割合は2005年から急速に増大した。2004年にA12諸国民が外国人人口に占める割合は5.52%であったのが、2008年には10.68%にまで上昇している。

EUの域内労働移動の完全な自由を新規加盟国に与えたスウェーデンであったが、イギリスおよびアイルランドと比較すると、実は後二国におけるほど新規加盟国人口の顕著な増加が見られたわけではない。表2-2はアイルランド、イギリスにおける新規加盟国民数およびそれが総人口に占める割合の推移を示す。参考のために、2004年以前の加盟国15カ国全体における数値も示してある。先ほどの表2-1と比較してみると、総人口に占めるA10諸国民の割合は、2007年においてスウェーデンが0.46%、イギリスが1.00%、アイルランドが4.09%、EU全体では0.49%であるので、スウェーデンのレベルはEU諸国の平均的な値をわずかに下回る程度でしかなく、イギリス、アイルランドに大きく引き離されている<sup>15)</sup>。

上述した建設業の特性に反し、スウェーデンにおいては、新規加盟国民のうち建設業に引き付けられる割合は高くはない。図2-4はスウェーデン、図2-5はアイルランドについて、本国で生まれた者の産業別分布と新規加盟国出身者の産業別分布を対比するものである。これを見ると、スウェーデンでは新規加盟国民のプレゼンスが高い産業は「ヘルスケア」産業で、次いで、個人・文化サービス、金融・企業サービス、教育部門にも新規加盟国民

表2-2 アイルランド、イギリス、およびEU全体に滞在する新規加盟国民の数と割合(2000～2007年)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
アイルランドにおけるA10諸国民数	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	43,500	94,000	147,900	178,504
イギリスにおけるA10諸国民数	94,792	105,048	93,340	122,465	120,999	219,797	357,468	609,415
EU15におけるA10諸国民数	706,295	755,334	833,181	892,608	949,548	1,195,850	1,504,957	1,910,370
アイルランド総人口に占めるA10諸国民の割合	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.07%	2.26%	3.47%	4.09%
イギリス総人口に占めるA10諸国民の割合	0.16%	0.18%	0.16%	0.21%	0.20%	0.37%	0.59%	1.00%
EU15総人口に占めるA10諸国民の割合	0.20%	0.21%	0.23%	0.24%	0.25%	0.32%	0.40%	0.49%

出所：European Integration Consortium (2009c), p. 24より抜粋して作成。

注：出所資料では、キプロス、マルタのデータはn.a.（入手不能）となっており、A8諸国民数の合計とA10諸国民数の合計は同数になってしまう。出所資料では、A8諸国民と表記されていたが、本論文ではスウェーデンの数値との比較のための便宜上、表中の表記はA10諸国民とした。キプロス、マルタは小国であり、データの欠如は結論にはほとんど影響しない。

15) 表3-2はEuropean Integration Consortium (2009c) から抜粋した数値に若干手を加えたものである。European Integration Consortiumの報告書は欧州委員会の要請で、EU各国研究機関が共同で行ったEUの労働移動に関する研究であり、3つの報告書からなる。EUのウェブサイトから入手できるが、それぞれがボリュームのある報告書になっている。

が比率的多く集まっているが、それ以外の産業では、スウェーデンで生まれた者の比率の方が高いことがわかる。なかでも比率が高いのが政府部門と商業部門、そして比率の差が最も大きいのが建設業である。これに対し、アイルランドにおいて新規加盟国民が相対的に多いのはレストラン部門であるが、次に割合が高いのは建設業であり、スウェーデンとの対照が際立っている。

図2-4 新規加盟国およびスウェーデン生まれの産業別分布 (2004年9月)

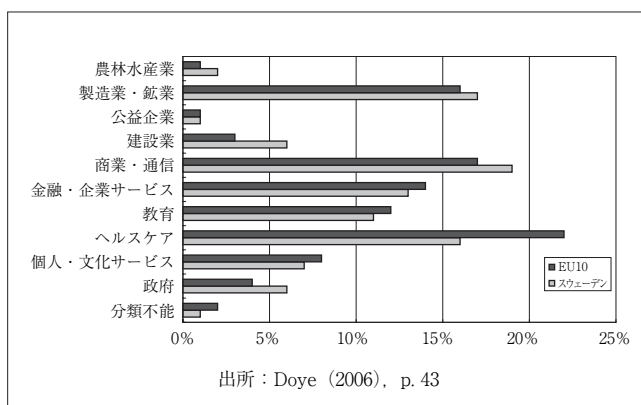
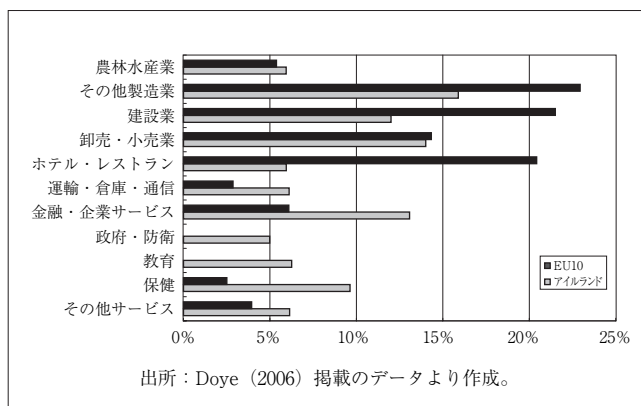


図2-5 新規加盟国民およびアイルランド人の産業別分布 (2004年第4四半期)



### 3 「ラバル事件」について のケーススタディ<sup>16)</sup>

#### (1) バックスホルム (Vaxholm) 市

「ラバル事件」の舞台となった自治体は、スウェーデンの首都ストックホルムの東方にある人口約10,000人の小さな自治体である。

バックスホルムの歴史は16世紀に遡り、スウェーデン国王グスタフ・バーサが国防のため、バックスホルムに1548年、要塞の建設を始め、その

16) ラバル事件については Woolfson (2006) にも詳しいが、建設労組から入手した Persson (2005) に事件の経緯が詳細に記されている。本節における事件の概要はこれらの資料と欧州司法裁判所の判例 (Case C-341/05), スウェーデン労働組合連盟のウェブサイト記事, スウェーデン建設労働組合から入手した訴訟関係文書 (弁護士からの覚書 Advokatfirma Lindhs DLA Nordic KB (2005)) を基にしている。ラバル事件に関して言及している日本語文献としては濱口 (2005) および濱口 (2006) がある。濱口氏の両論文はどちらも EU サービス指令案における労働関係規定について書かれたもので、ラバル事件はその中のひとつの事例として事件の概要と労働法上の論点が紹介されている。スウェーデン人が書いた論文や記事にはバックスホルム市については当たり前すぎるためかほとんど説明がなく、日本の文献は法律の専門家によって書かれているため経済的な背景についてはあまり詳しく触れられていない。このため本論文では経済、政治、法律など複数の背景に触れながら、より広い観点から事件の全体像を捉えようと試みた。

後、要塞の対岸に小さな村が形成されて行ったのが町の起源である。1647年にバックスホルムは町になり、現在の要塞は1863年に完成した<sup>17)</sup>。2004年には要塞から国軍が完全撤退し、要塞は現在、博物館になっている。

人口10,000人ほどの小さな自治体と聞くと、日本なら過疎化する片田舎の小さな自治体をイメージしてしまいそうだが、スウェーデンにおけるバックスホルムについて語るとき、このイメージは当てはまらない。小さいにも関わらず、居住環境が良いとスウェーデン人の間では人

気の自治体で、人口は年々増加している（表3-1参照）。人気の要因は、64もの群島からなる景観の美しい保養地でありながら、バックスホルム市中心部の始発のバス停からストックホルム市内の地下鉄乗り継ぎ駅（Tekniska högskolan）まで路線バスで約40分、ここからストックホルムの中央駅まで3駅で、ストックホルムへの通勤圏にあることである。人気がある住宅地なので、地価も高く、住民は比較的裕福な層が多い<sup>18)</sup>。主な産業は観光業で、それ以外には目立つ産業はなく、住民の多くはストックホルムへ通勤する。

バックスホルム自治体は政治的には保守が強い地域である。国会においては2006年の国政選挙で穏健派連合（Moderata）が議席を増やし、中道政党、スウェーデン自由党、キリスト教民主党とともに中道右派連合を形成し、政権を取ったが、国会における単独の議席数は依然として社会民主党が最大である（表3-2参照）。これに対し、バックスホルムの地方議会では Moderata は31議席中16議席を占め、一党のみで過半数を超えた<sup>19)</sup>。

表3-1 バックスホルム自治体の人口動態（2003～2007年）

	2003	2004	2005	2006	2007
出生数	128	150	144	138	150
死亡数	(73)	(69)	(66)	(68)	(66)
人口流入	599	707	727	840	694
人口流出	(579)	(616)	(578)	(593)	(616)
人口純移動	94	179	219	317	160
年初の人口	9,631	9,725	9,904	10,123	10,440
人口合計	9,725	9,904	10,123	10,440	10,600

出所：バックスホルム自治体 Web サイトより作成。

表3-2 2006年選挙結果

バックスホルム地方議会			国会
政党名	議席	得票率	議席
Moderata Samlingspartiet（穏健派連合）	16	52.2	97
Centerpartiet（中道政党）	2	6.5	29
Folkpartiet Liberalerna（自由党）	3	8.7	28
Socialdemokraterna（社会民主党）	7	21.2	130
Vänsterpartiet（左派政党）	1	3.7	22
Miljöpartiet（緑の党）	1	4.2	19
Kristdemokraterna（キリスト教民主党）	1	3.1	24
Övriga（その他）	-	0.4	-
合計	31	100	349

出所：バックスホルム自治体 Web サイト、スウェーデン議会 HP より作成。

17) 町の歴史の概要は、バックスホルム自治体発行のリーフレットによる。

18) 現在のバックスホルム市に関する情報は、バックスホルム現市長へのインタビューによる。

19) バックスホルム現市長は34歳の若さで昨年当選し、スウェーデンで最年少市長となった。市長の出身会派はこの Moderata である。Moderata は対外的には「自由貿易」を掲げ、国内的には「減税」を政策にかかげ、企業の活動の自由を促進することで雇用を創出することに重点を置く、経済自由主義の党である。ただ、現市長は昨年度就任したばかりであるので、「ラバル事件」に関しては直接関与し

## (2) ラバル (Laval) という企業

ラバルという企業は、ラトビアに所在する小さな会社である。資本金は10,000ラットで、これは2004年6月の為替レート（1ラット＝約200円）で計算すると、日本円に換算して200万円ほどである。従業員数は2007年末で47名である。会社社長はティルタン・グンターという者で、社長が100%出資している<sup>20)</sup>。本業は日常雑貨や食品の小売業であり、現在もそうであるが、ある時期から一時期、建物の増改築工事や修繕工事を行う建設請負業に手を広げた。

ラバル社はスウェーデンにおいて建設工事を請け負う目的で、2001年、スウェーデンにおいて100%出資の子会社を設立した。子会社の名称はバルチック社で、企業登録情報によると、建物の修繕や増築などを事業目的とする。2003年末まではバルチック社の全株式がラバル社によって所有されていたことが確認されている。バルチック社は当初は自社で雇い入れた労働者を使って工事を行い、スウェーデン建設労働者組合（Byggnads / Swedish Building Workers' Union）と労働協約も結んでいた。しかしその後、バルチック社は自社で労働者を雇い入れるのをやめ、親会社であるラバル社やその他の下請け会社から派遣される労働者を使うようになったようである<sup>21)</sup>。

後述するように、ラバル社は「ラバル事件」の後、建設請負業関係から手を引き、その後は本業の小売業に専念している。ラバル社の名前は「ラバル事件」によってスウェーデン国内では非常に有名になってしまったが、ラトビアの一般人の間ではほとんど名の知られていない企業である<sup>22)</sup>。ラバルの本社所在地はラトビアのリガ市内にあるが、現在はラバルと書かれた看板がひっそりと掲げられ、細々と小売店が営まれている。2007年のラバル社の損益計算書では、経常利益はプラスであり、少ないながらも本業では利益を上げていると見られるが、貸借対照表を見ると自己資本の合計は大きくマイナスとなっている。

ていない。市長には事件のこと以外にも、EU 統合やスウェーデンの経済・社会について考え方を伺った。本論文にはその全体を掲載することはできないが、貴重な時間を割いて下さったことにここで感謝の意を申し上げたい。

20) Lursoft 社（会社ウェブサイトは、<http://www.lursoft.lv/>）から入手の会社に関する資料による。

21) バルチック社についての情報は、スウェーデン建設労働者組合から入手した弁護士作成の訴訟に関する覚書による。「なったようである」と伝聞形式の表現になったのは、原資料自体にそのように記載されているためである。バルチック社とラバル社との内部関係がどの時点でどうなっていたかについては、公表されていないため、スウェーデン建設労働者組合は把握していない。また、入手可能な欧州司法裁判所の裁判資料からも明白にはならなかった。

22) 資料収集の際お世話になったラトビアの国立図書館の職員の方々、政府の Patent 事務所の資料室の方々にラバル社について尋ねてみたが、誰一人この企業を知っているという回答は得られず、また、後述するラトビア自由労働組合連合の会長へのインタビューにおいて、会長に尋ねた際にも、ラバル社はラトビア国内で知名度がほとんどないことを確認した。

その原因は過去数年の繰越損失が膨れ上がっているためで、その損失を短期の多額の借入金で埋めている<sup>23)</sup>。経営的には苦しい状況である。

### (3) ラバル事件の概要

事件の発端はバックスホルム自治体が町内にある小学校の校舎の増改築工事の公共入札を行い、それをラバル社の子会社であるバルチック社が受注したことだった。バックスホルムによる公共入札自体に問題はなかった。EU 域内では公共事業の決定のための手続きの調和に関する指令によって全 EU 加盟国に対して公平に公共入札を行うことが義務付けられているが<sup>24)</sup>、バックスホルム自治体の公共入札はこの EU 指令に沿ったものであった。公共入札で最も低い建築費を提示したのがバルチック社で、それゆえこの公共工事を受注したものである。参照のため、ラバル事件関係者の関係をまとめたものが図3-1である。

2004年5月、ラバル社は現場におよそ35名のラトビア人労働者を派遣し、工事に着手したが、バックスホルム自治体とラバル社代表ティルタンとの間で締結された請負契約には、請負契約が有効となるにはスウェーデンの労働組合と労働協約を締結しなければならないという条項があった。スウェーデンにおいては、労働条件は基本的に使用者団体と労働組合との間で産業別に全国レベルで締結した労働協約によって決められ、それが使用者団体に加盟するすべての企業を拘束し、非組合員にもその労働条件が適用されるが、使用者団体に未加盟の企業とは労働組合が *hångavtal* と呼ばれる個別労働協約<sup>25)</sup> を締結して労働条件を決定する。バックスホルム自治体の請負契約中の条件は、このようなスウェーデンの労使慣行に従うことを意味していた。

---

23) ラバル社についての情報は欧州司法裁判所の裁判資料や Woolfson (2006)などを参考にしてまとめた。貸借対照表や損益計算書などの財務状況に関する情報は、今年3月、Lursoft社から入手した当時の最新のものを基にした。その後、1998年からの年次情報が入手可能になっていることがわかったが、データを入手して仮にこの損失が2005年に急増していたことがわかって、貸借対照表には損失の原因は記載されておらず「ラバル事件」の影響か否か特定はできないため、それ以上の入手は行わなかった。なお、筆者はラバル社に直接インタビューを試みたが、裁判の係争中により弁護士を通じてしか回答できないとの返事があり、次は担当弁護士にコンタクトを試みたが、現在まで全く返答がない。

24) 公共工事の決定のための手続きの調和に関する指令は1992年域内市場統合の際に作られたが、2000年からその改正が検討され、2004年3月31日付けの改正された指令によって置き換えられた。2000年のリスボン欧州理事会ではヨーロッパの競争力の引き上げが目標に掲げられたが、この改正も、公共調達における法的枠組みをより簡素化・近代化し、その目標に寄与させようとするものである。この新しい指令はラバル事件の直前に実現しているが、本論文の中ではこの指令と本件のかかわりについては深く検討することはできなかった。今後の課題としたい。

25) *Hångavtal* は Advokatfirma Lindhs DLA Nordic KB (2005) の説明によると、極めて少ない契約条項から成り、一般には全国レベルの協約を参照する形をとる。



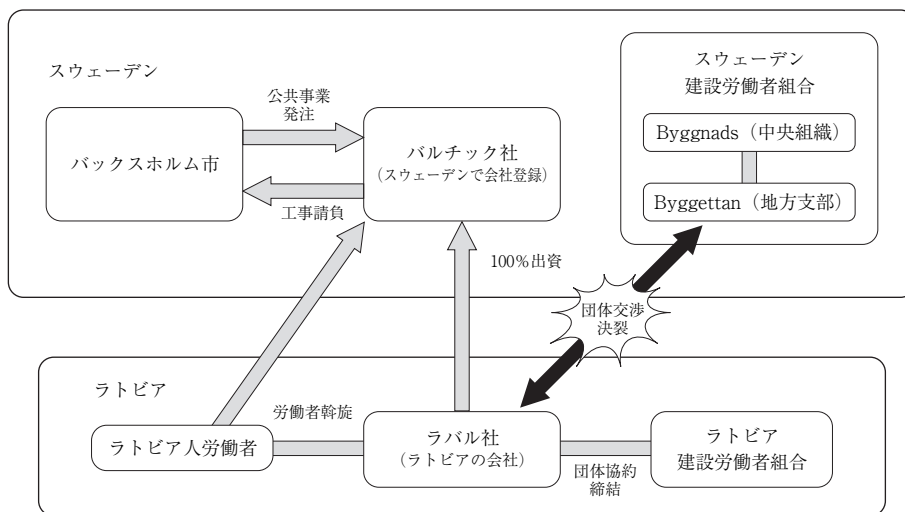


図3-1 ラバル事件関係者の関係図

そこで2004年6月からスウェーデン建設労働者組合（Byggnads）がラバル社と接触し、Byggnadsのストックホルム地域支部であるByggettanがラバル社を相手に労働協約を締結する交渉を開始した。スウェーデン建設労組はラトビアの労働者にスウェーデン人と同等の賃金（時給145クローネ）と労働条件を与えるようラバル社に要求したが、ラバル社は同労組の主張する賃金よりもかなり低い水準（時給109クローネ）しか提示しなかったため、両者は賃金水準に関して合意に至らず、ラバル社は労働協約への署名を拒否した。

ラバル社とByggettanとの間の交渉は長引き、3ヶ月が経過した。9月15日に両者の交渉が決裂する直前の14日、ラバル社はスウェーデンの労組ではなく、ラトビアの建設部門労働組合と労働協約を締結するという奇策に出て、スウェーデン建設労組の要求よりも低い賃金に合意する労働協約をラトビアの労働組合と結んだ。これによってラバル社は、EU域内の一労働組合と協定を結んだので、EUのルール上、スウェーデンの労組とはもはや労働協約を締結する必要はないと主張した<sup>26)</sup>。これに対し、スウェーデンの建設労組は強く反発し、労働協約を締結しない外国企業に対してスウェーデンの労働組合が通常行

26) 9月15日にラバル社がラトビアの労働組合と結んだ労働協約はラトビアの労働組合の組合員にのみ適用可能となっていたが、バックホルムの建設現場にいた労働者の大部分が組合員ではなかったことが判明し、ラバル社は10月20日にラトビアの労働組合と2度目の労働協約を結んで、外国で働くすべての労働者に適用可能なものにした。この第2の労働協約の中には、ラトビアの労働組合がラバル社の労働者の排他的代表となること、外国に派遣された労働者の雇用条件を規制するその他の労働協約にラバル社が署名することを禁止するという条項も盛り込まれていた。このような不自然で少々混乱したラバル社の行動がスウェーデン建設労組の不信感を増幅させた。



う争議行為を開始する決定が建設労組の中央組織である Byggnads によってなされた。

10月18日には国の仲裁機関に、10月19日にはラバル社に、雇用に関する法に従って争議行為を起こすことを通知した後、スウェーデン建設労組は11月4日、バックホルムの建設現場を封鎖し、作業員の立ち入りを実力行使で排除して、抗議の示威行為を行った。ラバル社は警察を呼んだが、警察はラバル社に、争議行為はスウェーデンの法律の下では合法なので介入はできないと説明し、介入を断った。12月に入ると、ラバル社に対する争議行為は激しさを増し、2004年12月3日には電気技師労働組合がいわゆる同情ストを行った。

ラバル社は2004年12月4日、スウェーデン建設労組による現場封鎖と電気技師労組による同情ストはEU法に反するとの認定と、そのような行為の差し止めを求めて、労働裁判所（Arbetsdomstolen）に提訴した。ラバル社は同時に、争議行為によって被った損害の賠償も求めた。しかし、2004年12月22日の判決では、スウェーデンの労働裁判所はラバル社の要求を退けた。

クリスマスになるとラバル社によって派遣されてきていたラトビア人労働者は帰国し、そのまま現場に戻ることはなかった。2005年1月、その他の労働組合もスウェーデンにおけるラバル社のあらゆる工事現場をボイコットする同情ストを起こすことを表明し、この結果、バルチック社はスウェーデンにおける事業をもはや継続することはできなくなった。2005年2月、バックホルム自治体はバルチック社との契約を終了し、学校の増改築工事はスウェーデンの他の企業によって引き継がれて完了した。この一連の過程を経て、バルチック社は2005年3月24日、倒産した。これが「ラバル事件」の概要である。

#### (4) ラトビアの労働組合の立場について

「ラバル事件」において、バルチック社によって派遣されたラトビア人労働者は、スウェーデン労組の争議行為によってラトビアへの帰国を余儀なくされた。ラトビア人労働者はラバル社とスウェーデン労組の間で板ばさみにあったわけであるが、このことにつきラトビアの労働組合はどのような見解を持ったのだろうか<sup>27)</sup>。とりわけ、ラトビアの建設労組は、ラバル社がスウェーデン建設労組と交渉する最中に労働協約を結び、事件に関わった。この件について筆者はラトビア自由労働組合連合（LBAS）の会長にインタビューを行った。

---

27) Woolfson (2006) は「ラトビア自由労働組合連合（LBAS）によって組織されたラトビアの労働組合も批判的だった。同連合のベトリス・クリーゲル会長は、スウェーデンの労働組合が争議行為を取る前にラトビアの労働組合に連絡してくれなかったという当惑を表明した」ことをあげ、「おそらくラトビアの労働組合連合が「国家的」立場と異なる立場をとろうものなら、とりわけ共産党政権の過去を考えると、「不忠」のかどで国内的にさらし者にされたに違いないから」と説明している。Woolfson の「共産党政権」時代の説明は納得いくものではなかったので今回インタビューで会長に質問を試みた。

その中でいくつかの点が明らかになったので、それらをここに示しておきたい<sup>28)</sup>。

第1に、ラバル事件に関しては何よりも情報不足が問題で、それに尽きるということである。ラトビアの労組はソーシャル・ダンピングは良くないという認識をスウェーデン労組と共有している。ラトビア労組とスウェーデン労組の関係は、ラバル事件の起きる前も、起きた後も良好であったが、ラバル事件が生じた直後にはスウェーデン建設労組からの情報の伝達が不十分であり、マスコミの報道が先行した。ラトビア自由労働組合連合としては、スウェーデン労組の方から真っ先に連絡が欲しかったところであったが、そうならなかったのが不満の原因であった。

第2に、ラトビア労組はラトビア国内における立場はとても弱いということである。この点、スウェーデンの労組との対照が際立っている。労組が弱い背景には、ラトビアの政界は与野党ともに右翼であることが大きい。ラトビアには労組をバックアップしうる政党がない。「民主化」が行われた過程で社会主義政党がほぼ消滅し、ごく最近ラトビアで政権交代が起きたが、前政権も新政権も右翼政権で、国民には選択肢が他にない。ラトビアの右翼政権は経済的には新自由主義で、資本主義至上主義の立場を取り、労組に対しては冷淡である。

第3に、ラトビア自由労働組合連合にとっては、「ラバル事件」はスウェーデン労組との間に決定的な亀裂をもたらすような事件とは受け取られていないことである。スウェーデンとラトビアの賃金格差は大きく、福祉水準も異なることはよく知られており、この賃金格差を利用してスウェーデンで事業を請け負おうとする企業はいくらでもあり、ラバル社のケースはそれらのよくあるケースのうちのひとつに過ぎない。付言すると、折よく2005年以降のラトビアの経済が好調となったことから、バルチック社の破綻でラトビアへの帰国を余儀なくされたラトビア人労働者もすぐに職がみつかり、スウェーデンに対して悪感情を抱くことにはならなかった<sup>29)</sup>。

28) ラトビアの労働組合についての記述はラトビア自由労働組合連合会長のペトリス・クリーゲル氏へのインタビューに基づく。インタビューにはアリアドナ・アベルティナ（外国問題コーディネーター、男女平等協議会議長）に通訳をいただいた。クリーゲルとアベルティナ両氏には大変親切に対応いただいた。両氏にここで感謝の意を表しておきたい。なお、当初はラトビア人労働者へのインタビューも計画していたが、裁判の係争上の理由でラバル社にコンタクトが取れず、残念ながら直接のインタビューはかなわなかった。

29) この点に関してもクリーゲル氏へのインタビューに基づいている。実際、ラトビアは投資の増加と国内消費の増大によって、第5次拡大後、高成長を続け、2006年には新規加盟国の中で最も高い経済成長率を示すまでに発展した（Ministry of Economics, Republic of Latvia (2008) 参照）。これは図2-3の失業率の改善にも表れている。これら客観的データからクリーゲル氏の発言は裏付けられる。ラトビア経済はその後、2008年秋からの金融危機の影響を受け、経済は危機的状況に陥っている。この影響が労働移動に現れる影響については今後の課題として取り上げる予定である。

(5) 欧州司法裁判所の先決裁定 (preliminary ruling)<sup>30)</sup> をめぐる争い

スウェーデンの労働裁判所においてはラバル社の主張は認められなかったわけであるが、スウェーデンの労働裁判所は、労働組合が争議行為によって、スウェーデンに労働者を派遣する外国企業にスウェーデンの労働協約を適用するよう強制することは、EU法に反するのかどうか確認するため、2005年4月29日、欧州司法裁判所に先決裁定を求めた。これによって議論が再燃した。

欧州議会内の北欧・バルト海諸国からの約40人の保守系議員グループは欧州委員会に働きかけをし、2005年10月15日、元アイルランド財務相で当時の域内市場・サービス担当EU委員チャーリー・マックリーヴィから、スウェーデン建設労組の行動はEU法違反であり、ラバル社の立場を支持するというラバル事件に関する肯定的な意見を引き出した<sup>31)</sup>。この発言が報道され、スウェーデンやデンマークの社会民主党および労働組合指導者の怒りを買った。スウェーデン政府は欧州委員会に向け、当時検討されていたサービス指令案への支持を取り消すと脅しをかけた。欧州労働組合連合はスウェーデンの『ソーシャル・モデル』へのマックリーヴィの攻撃は欧州委員会の見解なのかとバローゾ欧州委員会委員長にただした。バローゾ委員長は事を丸く納めようと、組合に味方する回答をしたが、マックリーヴィはその後に欧州議会へ喚問された時もラバル社擁護の発言を繰り返した<sup>32)</sup>。

様々な政治的駆け引きが行われ、先決裁定が出るまでに時間がかかったが、2007年12月18日、ついに欧州司法裁判所から先決裁定が出された。その内容は、スウェーデン建設労組とその地方支部による争議行為、およびスウェーデン電気技師労組による同情ストはEU法違反とするものであり、ラバル社の労働組合に対する損害賠償要求に道を開くものであり、労働組合にとって大変厳しいものであった<sup>33)</sup>。裁定の結果に対し、スウェーデン

---

30) Preliminary ruling は、「先行判決手続」とかつて訳されていた（たとえば、吉野（1992），p.34）が、中村（2005）によると、「この手続は、国内裁判の終局判決の前提となる「先決」問題への回答を示すものであって、国内裁判の終局「判決（judgment）」ではないので、「先決（preliminary）」「裁定（ruling）」手続きと呼ばれている」（同書，p.34）。本論文は中村の訳に従った。

31) Woolfson（2006），p. 62.

32) ラバル社をめぐるマックリーヴィとソーシャルリストたちの争いは、Persson（2005）を参照した。濱口（2006）にも同様の記述がある。

33) スウェーデンの労働裁判所は欧州司法裁判所に欧州連合条約のEC12条，EC49条，および労働者の海外派遣に関する指令96/71に違反するののかについての先決裁定を求めていた。EC12条は国籍に基づく差別の禁止の一般原則で，条約が特に差別の禁止を規定していない場合に適用するものであるが，サービス提供の自由に関してはEC49条に差別禁止の個別規定があるので，欧州司法裁判所は12条についての判断は不必要とし，EC49条と指令96/71に照らして裁定を下した。この裁定の後，ラバルは再び提訴した。バックスホルム市長によると，バックスホルム自治体も額は多くはないが，スウェーデン労組に損害賠償を求めるとのことである。

労働組合連盟(LO)は「ヨーロッパにおけるすべての労働者にとって後退である<sup>34)</sup>」と述べ、対照的に、スウェーデン企業連盟は「歓迎すべき判決とラバル社にとっての勝利<sup>35)</sup>」という見出しのプレスリリースを發した<sup>36)</sup>。

欧州司法裁判所の裁定でスウェーデンの労働法の問題が明白になった。EU 指令96/71は加盟国に法律または行政規則によって、または建設業においては一般的拘束力を有すると認められる労働協約によって、最長労働時間や最低有給休暇、最低賃金率など指令中に列挙された労働条件について最低基準を保障するよう求めている(同指令第3条(1))。そしてEU法の枠組みでは、労働組合はサービス提供を行う外国企業に対し、最低基準を上回る労働条件の遵守を要求することはできない。

スウェーデンにおいては賃金を含む労働条件は労使間で結ぶ労働協約で決められるため、最低賃金は法律によって規定されていない。スウェーデンは指令96/71を国内法化するにあたり、最低賃金を定めることなく、労働協約による従来どおりの労使間共同決定方式を維持した。上述したように、ラバル社のような使用者団体に未加盟の会社とはスウェーデン労組は個別の労働協約を結ぶが、これは指令96/71が認める一般的拘束力を有する労働協約には当たらない。このため欧州司法裁判所は、スウェーデン労組がラバル社に労働協約締結を求めて行った争議行為はEU法上の法的根拠がないと判断したわけである。

しかし、最低賃金が法律で規定されていない現行の国内制度の下で、欧州司法裁判所が求めるように外国企業に労働協約への締結を強要できないとされると、海外派遣労働者を雇う外国企業は労働組合との交渉を拒否していかなる水準までも賃金を引き下げることが可能となる。また、裁定は団体行動をとる権利をEU法の基本的権利として認めながらも、

---

34) スウェーデン労働組合連盟(LO)のウェブサイトによる。掲載アドレスは、<http://www.lo.se/home/lo/home.nsf/unidView/E2C8CB726AFDEFF8C12575E70049647D>である。なお、LOは組織のHPの英語版(トップページのEnglishから入る)のトップページのメニューに「Laval」を置いている。ニュース、他言語による情報、LOスウェーデンのリーダーシップ、LOについて、支部、事実と図表、失業保険、報告、リンク、労働協約、労働法・・・と続くメニューの下にLaval Caseという個別事件名が来て異色を放っている。このことから、ラバル事件がスウェーデンの労働組合にとっていかに重大な事件であったかが窺える。

35) スウェーデン企業連盟のウェブサイト掲載のプレスリリース(2007年12月18日)。<http://www.svensktnaringsliv.se/english/pressreleases/article41228.ece>

36) スウェーデン企業連盟(Svenskt Näringsliv)はスウェーデン使用者連盟(SAF, 1902年創設)とスウェーデン産業連盟(SI, 1910年創設)が2001年に合併して創設されたもので、50の組織と54,000社の企業を代表するスウェーデン最大の企業連盟である。ラバル社は経営状態が厳しいことを本論文で上述したが、長期間の訴訟に耐えられたのは、Persson(2005)によると、スウェーデン企業連盟がラバル社に資金援助を行っていたからである。ラバル事件は、スウェーデン企業連盟とLOとの間の代理戦争のような役割も果たした。



EU 法が認める以上の厚遇を海外派遣されてきた労働者に与える労働協約に署名するよう現場封鎖という争議行為によって企業に圧力をかけることはEU 法により認められないとしたが、これでは外国企業が交渉を拒否した際に、労働組合は状況を変える最終手段を奪われてしまう。

この状況を解決する方法としては、EU 法に合わせてスウェーデンの労働法を変える方法がまず考えられる<sup>37)</sup>。国レベルで最低賃金を定めることであるが、これではスウェーデンの労使関係の特徴であり長所でもある労使交渉に基づく賃金決定という柔軟性が失われかねない。逆に、EU 法をスウェーデン・モデルに合うよう修正させるという方向も考えられる。2008年10月、スウェーデン社会党と欧州議会議員ヤン・アンデルソンによって作成された報告書が欧州議会に提出され、承認されたが、これは労働者の海外派遣指令の見直しを提案するものであった。しかしこの方向はEU の域内市場から統合の利益を最大限に引き出そうと考えるスウェーデン企業にとっては後退を意味し、企業側との激しい攻防が予想される。

#### (6) スウェーデンの労働組合について<sup>38)</sup>

ラバル事件に関して、スウェーデンの労働組合は単に自己の生活を守りたいという保護主義的な立場から動いていたわけではない。ラトビア人建設労働者の工作中的被災率はEU 内で最も高く、それはラトビア人を雇う企業が低賃金労働から利益を上げようと、安全を切り捨てる傾向があるからだ。スウェーデン労組は外国人も含めすべての労働者の生命と健康を守り、「ソーシャルダンピング」を防ぐために、外国人も含めて労働協約によって同業のスウェーデン人と同一の労働条件を保障することが必要と考えている。スウェーデン労組はEU 統合自体には賛成で、また労働移動に関しても常に賛成の立場に立って来た。建設部門においても、異なる国の技術者同士で協働することによって、互いの技術を学ぶこともでき、EU の労働者の域内自由移動の制度は有意義であると考えている。

「ラバル事件」に関しては、争議行為を起こした当時、状況が切迫していてやむを得なかったとはいえ、ラトビアの労働者とのコミュニケーション不足は反省点であり、この反

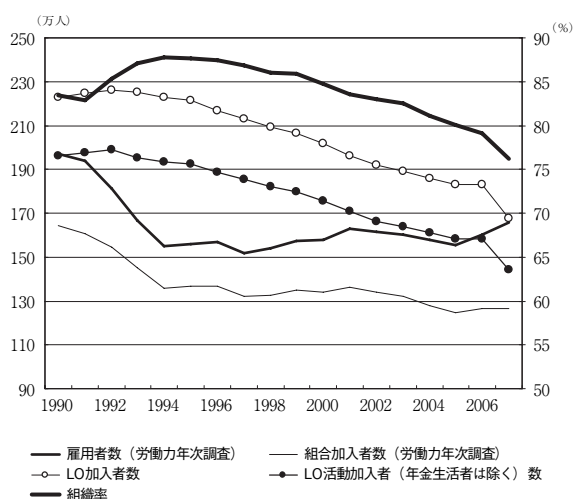
---

37) 濱口（2005）、濱口（2006）によると、これはEU 法をどのようにスウェーデンの労働法に組み込むかの問題であるという。Alsos（2008）はこの問題に対する北欧5カ国のアプローチを比較するが、同論文によると、たとえばフィンランドは以前から労働協約に一般的拘束力を持たせつつ、最低賃金規制も行っており、ノルウェーは非EU 加盟国であるが、EU 拡大の後、労働協約の拡張を行った。

38) スウェーデン労働組合の立場に関してはスウェーデン建設労働組合事務局の国際関係担当の Christer Wälivaara 氏にインタビューを行った。氏にはインタビューにたいへん丁寧に回答していただいたので、ここで感謝の意を表したい。

省を踏まえ、以来、スウェーデン建設労組は中東欧諸国民とコミュニケーション可能な専属の通訳を雇い、外国人労働者に対してスウェーデンの労働慣行などについての情報が十分に伝わるように努力している。スウェーデン建設労組は第2、第3のラバル事件が生じないようにと、EUへの積極的なロビー活動や、スウェーデン社会民主党との連携を強め、一般に向けては2004年以来、毎年、「ラバル事件を忘れるな」をスローガンにストックホルム市内中心部で大規模な集会を開いている。また、外国の労働組合との連携の強化に取り組んでいる。

図3-2 スウェーデン労働組合連盟（LO）加入者数と労働組合組織率の推移



出所：スウェーデン労働組合連盟

しかし、スウェーデンの労働組合にとって国内の環境は近年悪化しつつある。ラバル事件のあった後、スウェーデンでは2006年に社会民主主義政権から政権交代が起き、保守連合政権が誕生した。スウェーデンは労働組合の組織率が極めて高い国で、その力は強かった。しかしこの保守政権の誕生以降、労働組合の組織率は一段と低下し、労働組合の力が以前より低下してきている。図3-2はスウェーデン労働組合連盟（LO）の加入者数と組織率の推移を示すが、90年代半ばには87%を超えていた組織率は90年代後半に徐々に下がり始め、2006年から80%を割り、2007年には76.3%までに下落している。

#### 4 総括と結論

本論ではラトビアからスウェーデンへの労働移動を促進しうる経済的・制度的背景要因を確認し、第5次 EU 拡大後のスウェーデンへの人の移動状況をアイルランドやイギリスとの比較において見たうえで、ラトビアとスウェーデンとの間で生じた事件を詳細に見てきた。本論から言えることは、第1に、2004年の第5次 EU 拡大と同時に労働者の自由移動に関する EU のルールを新規加盟国に完全適用し、制度適用の優等生とも言えるスウェーデンであったが、実態としてはスウェーデンへの労働移動はイギリスやアイルランドと比



較するとそれほど大きくないというパラドキシカルな状況にあることである。しかしその背景を少し詳しく見てみると、スウェーデンにはスウェーデン人と同じ高い賃金水準と労働条件を外国人労働者に与えるよう企業に労働協約締結を求める労働慣行があり、それによってラバル社のケースのような紛争が生じたが、これはラトビア人をイギリスなど他国へ向かわせ、スウェーデンへの「労働移動」を抑制する一因になっている<sup>39)</sup>。

第2に、本論文が取り上げた事件のような大きな軋轢が生じる原因は、実はEU 統合自体がかかえる緊張関係から来ている。EU 統合は新自由主義的経済統合と社会民主主義的統合という異なるイデオロギーを内包している。新自由主義的なEU 経済統合は、低賃金国から高賃金国へと労働者が移動すれば、高賃金国の賃金水準が下がり、よりEU 経済が効率化されたと考える。EU の域内市場統合はこの経済効率化を基本目的とするものである。1992年の市場統合の際には、フランス社会党出身のドロール委員長率いる欧州委員会は労使対話（ソーシャル・ダイアログ）を強調し、市場統合の社会的次元（ソーシャル・ディメンション）が重視され、ソーシャル・ダンピングを防ぎ、欧州社会憲章に見られるように労働者の基本的権利をEU 大で保障する方向に動いた。スウェーデンがEU に加盟したのはその3年後の1995年である。しかしその後、内包する2つの方向の比重がより新自由主義的方向へと移った。2000年のリスボン欧州理事会がEU を「世界でもっとも競争力のあるダイナミックな知識基盤型社会」にすると宣言して以降、社会的ヨーロッパの建設を強調する流れよりも、世界におけるEU の競争力向上のため経済効率を引き上げる流れが強まった。第5次拡大はそのような流れのなかに位置づけられ、中東欧諸国からの安い労働を用い

---

39) ベルクマンズ（2004）はEU の経済統合について学ぶ標準的な中級テキストであるが、その中でEU における労働の移動が「不自由」となっている理由として、「社会的保護主義」があげられ、それによって「流入労働者はより低い賃金で競争することができない」ことが問題であるとされている。ベルクマンズは低賃金というのが流入労働者の「決定的長所」であり、もしこれを行使できなければ、「現地労働者は、言語、労働慣行、ネットワークに関して、流入労働者を容易に打ち負かすことができるので、賃金で競争できないということはクロスボーダーの移動性を崩壊させる」と述べる（ベルクマンズ, p. 312）。ベルクマンズにとって「自由移動は価格競争を意味する」。ここで著者は、そのようなベルクマンズの意味、つまり標準的な新古典派経済学の意味での「労働移動」が抑制されていることを単に指摘しただけであり、そのような「労働移動」の促進が望ましいと述べる意図は特にない。むしろ低賃金の受諾を「長所」と捉え、その「長所」をもって自国民と外国人を競わせるという考え方には違和感を持つ。しかし、Persson（2005）, p. 74において、スウェーデンで労働組合が争議行為を起こしたラバル社のケースと類似の他のいくつかのケースにおいて、外国の請負業者は撤退を選ぶケースが多かったことが指摘されている。また、ラトビア自由労働者連合の会長へのインタビューによると、事件後、スウェーデンは労使関係が複雑であることがラトビア人労働者の間に浸透し、スウェーデン行きを敬遠するようになった。それら2つの事実を合わせると、このような紛争はラトビア人を雇う企業のインセンティブを引下げ、ラトビア人労働者をスウェーデンから遠ざけ、実際に「労働移動」を抑制する結果を引き起こしたと結論できる。

て競争力を強化するというEU域内の企業家の期待が高まった。しかし、スウェーデンのように労働組合が強力な国、社会的次元を重視する国においては、賃金格差や社会保障費用の相違を利用して外国人労働者の雇用から企業が利益をあげることが難しい。このため、スウェーデンの企業家はラバル社に加担し、新自由主義の欧州委員会域内担当委員を巻き込んでスウェーデンにおける経済自由主義的経済統合ルールの貫徹を求めた。EUが抱える、新自由主義による経済の競争力強化と統合の社会民主的側面という2つの方向を同時に進めることから生じる葛藤が、本論文でとりあげたような事件になって噴出したと言える。

第3に、EU統合が内部に緊張関係をかかえてきたのは今に始まったものではないが、近年、本事件のような激しい抵抗が生じるようになったのは、世界経済の流れと関係している。ライシュ(2007)は、世界的な企業間競争が激化し、アメリカでは投資家および消費者の力が強力になり、企業は投資家と消費者の圧力を受けコストダウンに取り組まざるをえず、巨大寡占企業や労働組合は力を失い、民主主義がますます弱体化していく状況になっていることを指摘し、このような状況を「超資本主義」と呼んだ。ライシュはまた、アメリカで生じているこの「超資本主義」は今日ではアメリカだけでなく、世界中に広がっていると述べる。ライシュの指摘の通り、ヨーロッパもこのような流れに無縁ではない。スウェーデンの企業家がラバル社に加担してEU法の貫徹を求めたのも、彼らが必要以上に強欲であるからではなく、そうしないと株主や消費者から突き上げられ、ますます激化する世界的競争のなかで生き残りが難しいと考えるからである。アメリカに対する対抗というモーメントを持つヨーロッパ統合は、常にアメリカを意識し、独自性も出しながら、模倣もしてきた。2000年3月のリスボン欧州理事会の目標は、1990年代にアメリカ経済が好調であったことを見て、アメリカの後を追おうとするものであった。EU統合における比重の変化は、世界経済における変化とも対応している<sup>40</sup>。

第4に、しかしヨーロッパにおいては、ライシュのアメリカよりもソーシャルな側面を支持する勢力がまだ大きく、新自由主義的な方向への単線的な進行は進まず、今後も同様の葛藤を抱えながら、2つの勢力のせめぎ合いが続いていくと考えられる。スウェーデンの労働組合の組織率は低下してきたとはいえ、現在でも70%を超えており、スウェーデンの労使関係はEU諸国の中でも最も良好な例としてEUにも評価されてきた。スウェーデンは世界で最も民主的な国のひとつとして評価も高く、より民主的な体制へ向かおうと努

---

40) 浅野(2008)は、「公共」サービスがEU加盟諸国の手を離れ、国民化されていった過程を分析するなかで、GATS(サービス貿易に関する一般協定)交渉が果たした役割について言及しているが、筆者もGATSなどの国際協定がEUの政策に及ぼす影響の重要性は認識している。本論文ではとりあげなかったが、今後の研究課題のひとつとしたい。

力するEUにとって重要な存在である。またデンマークやフィンランドなどの北欧諸国は、スウェーデンと似た政治的環境、労使関係を持っており、スウェーデンと協力できる関係にある<sup>41)</sup>。構成員に労使代表が入る経済社会評議会、多くの社会民主党系会派の議員を抱える欧州議会など、EUには制度上、労働者の利害を反映するチャンネルが多数組み込まれている。このため、今後も社会的側面と域内市場の完成目標の間のバランスをめぐる駆け引きが続くと考えられる<sup>42)</sup>。

## 5 おわりに

労働市場という市場は特別な存在である。財市場や金融市場と異なり、労働市場は生身の生きた人間が取引の対象となる市場であり、その生きた人間が同時に、社会や制度を作り上げる主体であるからだ。EU統合において労働市場に関する問題がどのように組み込まれていくのかは非常に重要な論点である。

本論文では、低所得国への大きな拡大を特徴とする第5次拡大によって、EUの市場統合の新自由主義的側面が強化され、このため高所得国スウェーデンと低所得国ラトビアとの間に大きな軋轢が生じた過程を見てきた。

今後の研究課題としては、ラバル事件に見られたような、新自由主義的経済統合を進めるというEU統合自体が抱える葛藤が噴出するケースを、他の政策分野、他の指令をとりあげて検討する方向が考えられる。たとえば、ラバル事件では、EU指令の国内法への具体化が問題となったが、2008年6月に雇用相理事会で合意され、10月に欧州議会によって支持されて成立した「派遣労働者指令（Temporary Agency Work Directive）」をめぐって生じた政治的駆け引きや、その後の各国の国内法制化のプロセスを検討する方向である。

---

41) Woolfson (2007) によると、2005年末から2006年初めにかけて、フィンランドでも「バイキング事件」として知られるようになる労働間の対立が起きた教訓から、フィンランドの労働組合はエストニアのタリンに事務所を開設し、エストニア人労働者に対して情報提供を始めた。なお、Woolfson (2007) の論文は本論文と同じくラトビアをケーススタディとして取り上げるものであるが、問題の関心はラトビア国内でいかに労働基準が守られていないかを実例としてあげ、それがラトビア人の流出を促していること、また、拡大によってもたらされた労働環境は拡大以前からの加盟国にとって脅威であることを強調することにあり、EU諸国の労働組合間の協力の進展を評価しつつも、EUの労働基準をめぐる共通基盤の形成の展望については憂慮している。

42) 原田 (2007) は、2004年の「域内市場サービス指令案」が各国間の利害とEUレベルでの「右派对左派」の政治的駆け引きによって、当初のラディカルな市場メカニズムの導入が避けられた過程を詳細に追うもので興味深い、「労働移動」や「海外派遣労働者指令」をめぐっても似たような駆け引きが展開されると思われる。

その際に政府や労働組合、企業がどのような役割を果たしていくのか、この点を掘り下げる方向が考えられる。

また、ラバル事件と同様のケースを他のEU加盟国についてもケーススタディし、共通点や相違点を分析し、それがEU統合全体にどのような影響を与えていくのかを探る方向も考えられる。たとえば、Woolfson (2007)でも取り上げられた2005年の末から2006年にかけて生じたフィンランドの「バイキング」のケースや、アイルランドの「アイリッシュ・フェリー」のケースを具体的に丹念に調べたり、または、昨年イギリスで生じた「トタル」のケースを掘り下げる方向である。とりわけ、スウェーデンとは全く異なる労働市場政策を取るイギリスでこの事件が政治や経済にどのような影響を与えたのか、それがEU統合に対するイギリスのスタンスに影響するのとも興味深く、今後もこの分野における展開を研究していきたい。

## 【参考文献】

[外国語文献]

- Alsos, Kristin and Line Eldring (2008), "Labour Mobility and Wage Dumping: The Case of Norway", *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 14, No. 4, pp. 441-459.
- Central Statistical Bureau of Latvia (2008), *Latvia Statistics in Brief 2008*.
- Doyle, Nicola; Gerard Hughes and Eskil Wadensjö (2006), *Freedom of Movement for Workers from Central and Eastern Europe: Experiences in Ireland and Sweden*, Report No.5, Swedish Institute for European Policy Studies (Sieps).
- European Integration Consortium (2009a), *Labour mobility within the EU in the context of enlargement and the functioning of the transitional arrangements: Background reports*.
- European Integration Consortium (2009b), *Labour mobility within the EU in the context of enlargement and the functioning of the transitional arrangements, VC/2007/0293, Country Study: Sweden*.
- European Integration Consortium (2009c), *Labour mobility within the EU in the context of enlargement and the functioning of the transitional arrangements, Final Report*.
- Ministry of Economics, Republic of Latvia (2008), *Economic Development of Latvia: Report*.
- Fellini, Ivana; Anna Ferro and Giovanna Fullin (2007), "Recruitment processes and labour mobility: the construction industry in Europe", *Work, employment and society*, Vol. 21, No. 2, pp. 277-298.
- Persson, Ingvar (2005), *The Vaxholm conflict: Swedish labour market in change*, Premiss förlag.
- Riley, Alan (2008), "The Vaxholm Case of Swedish 'Social Dumping' : The ECJ Does its Job", *CEPS Commentary* (11 January 2008).

- Woolfson, Charles (2007), “Labour Standards and Migration in the New Europe: Post-Communist Legacies and Perspectives”, *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 13, No. 2, pp. 199-218.
- Woolfson, Charles and Jeff Sommers (2006), Labour Mobility in Construction: European Implications of the Laval un Partneri Dispute with Swedish Labour, *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 12, No. 1, pp. 49-68.

[関連法令・判例]

- Directive 96/71/EC of the European Parliament and of the Council of 16 December 1996 concerning the posting of workers in the framework of the provision of services, *Official Journal of the European Communities* No L 18, 21/1/97, p. 1-6.
- Council Directive 93/37/EEC of 14 June 1993 concerning the coordination of procedures for the award of public works contracts, *Official Journal of the European Communities* L 199, 9/8/1993, p. 54-83.
- Case C-341/05 Laval un Partneri Ltd v Svenska Byggnadsarbetareförbundet and Others (Reference for a preliminary ruling from the Arbetsdomstolen (Sweden)).
- Directive 2004/18/EC of the European Parliament and of the Council of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts, *Official Journal of the European Union*, L 134 , 30/4/2004, p. 114-240.

[日本語文献]

- 浅野康子 (2008), 「EU における「公共」サービスの自由化はなぜ起こったか-部門レジームの観点から-」, 『日本 EU 学会年報』, 第28号, pp. 242-266。
- 中野聡 (2002), 『EU 社会政策と市場経済-域内企業における情報・協議制度の形成』, 創土社。
- 中村民雄 (2005), 「第2章 EU 法制度の形成と東方拡大」: 森井裕一 (編) 『国際関係の中の拡大 EU』, 信山社, pp.29-62。
- 原田徹 (2007), 「EU の公共サービス概念を巡る政治的対立の布置状況 域内市場サービス指令案における「原産国原則」適用の是非を通じて」, 『日本 EU 学会年報』, 第27号, pp. 242-266。
- 濱口桂一郎 (2005), 「EU サービス指令案と労働問題」, 『生活経済政策』(生活経済政策研究所), 12月号 (No.107), pp. 24-29。
- 濱口桂一郎 (2006), 「EU サービス指令案における労働関係規定について」, 『世界の労働』, 3月号, 56(3), pp. 42-53。
- 吉野正三郎 (編著) (1992), 『EC の法と裁判』, 成文堂。
- ジャック・ベルクマンズ (2004), 『EU 経済統合-深化と拡大の総合分析』, 文真堂。(原著: Pelkmans, Jacques (2001), *European Integration*, Pearson Education.)
- ロバート・B・ライシュ (2008), 『暴走する資本主義』, 東洋経済新報社。(原著: Reich, Robert B. (2007), *The SUPERCAPITALISM*, the Sagalyn Literary Agency.)

[訴訟資料]

- Advokatfirma Lindhs DLA Nordic KB (2005), “Memorandum 2005-12-05” .

[聞き取り調査]

- 2009年3月13日（金）午前10時～11時30分  
場所：ラトビア自由労働組合連合事務所  
対象者：ラトビア自由労働組合連合委員長ペトリス・クリーゲル（Pēteris Krīgers）氏  
通訳者：アリアドナ・アベルティナ（Āriadna Ābeltina）氏（外国問題コーディネーター，男女平等協議会議長）
- 2009年3月16日（月）午前10時～11時15分  
場所：シェラトンホテルラウンジ  
対象者：バックスホルム市長 ピーア・モスビー（Per Mosseby）氏
- 2009年3月17日（火）午前9時～11時00分  
場所：スウェーデン建設労働者組合ストックホルム支部（Byggettan）  
対象者：ローゲル・ヨハンソン氏（Roger Johansson）氏
- 2009年3月17日（火）午後14時～16時00分  
場所：スウェーデン建設労働者組合（Byggnads）  
対象者：クリスター・ワリヴァーラ（Christer Wälivaara）氏